令和5年度安曇野市メタバース活用観光プロモーション業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和5年度安曇野市メタバース活用観光プロモーション業務委託

2 目的

インターネット上に構築された仮想空間(以下「メタバース」という。)において、 安曇野市(以下「市」という。)の魅力ある観光資源等を簡易的に再現し、発信できる 空間を提供するためのプラットフォームの整備を目的とする。

また、整備したメタバース内での観光プロモーション等を通じ、若年層を中心とした 更なる交流人口拡大や市への経済波及効果を高めること及び来訪者のデジタル技術に対 するリテラシー向上を目的とする。

- 3 委託期間 契約の締結日から令和6年3月31日(日)まで
- 4 履行場所 安曇野市内全域

5 業務内容

(1) 内容

市の魅力ある観光資源等を簡易的に再現し、発信できる空間を提供するためのプラットフォームを整備・保守・運用する。メタバース内には、入口となるロビー及び安曇野の特徴的で魅力ある風景等を体験できるルーム等を必ず作成する。また、安曇野の魅力を発信するための画像又は動画を見ることができる空間など来訪意欲が向上するコンテンツ等を作成する。

なお、市のメタバース構築に合わせて広く市内外に知れ渡るよう、完成イベント等 を開催する。

(2) メタバースプラットフォームについて

メタバースプラットフォームは、以下の要件を満たすものであること。

- ア 3 Dのアバターを介し、参加者間で、ワールド内での音声会話やチャットが可能であること。
- イ ワールド内に動画や画像、サイトのリンク等、資料を参加者が閲覧できる機能 を備えていること。
- ウ 音声が指定エリアのみで聞こえるようにゾーニングがされていること。
- エ メタバースに問合せフォームや市の関連リンク、QRコードを設置できるようにすること。
- オ Webブラウザで構成されていること。(アプリケーション形式は不可とする)
- カ ワールドへの入室方法については、参加企業や参加者の状況に鑑み、市

と受託者が協議の上、決定すること。

- キ ワールドに入室する際にアカウント登録を不要とすること。
- ク PCやスマホ、VRゴーグルなどの複数デバイスからのアクセスを可能とする こと。
- ○メタバース上に使用する場合に限り、市又は一般社団法人安曇野市観光協会が所 有する画像及び動画等を、所有者の許可により無償で使用することができる。
- ○保守・運用については、完成後から委託期間終了まで行う。なお、保守・運用業務は令和6年度以降も継続する予定である。

(3) 完成イベントについて

多くの方にメタバースの周知と利用を呼びかけるため、完成に合わせたイベント等を開催すること(令和6年3月に実施予定)。なお、イベント等開催を周知する広報等については、市と受託者の協議で実施するが、市が通常実施する広報手段(広報あづみのやSNSによる情報発信、市指定のマスコミへのプレスリリース等)以外にかかる費用は受託者の負担とする。

6 予算

8,998,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

企画提案書提出時には、積算内訳を記した参考見積書を提出するものとする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すもので ある。

7 納品

(1)納品物

以下のデータが保存された CD-R

- ① 報告書
 - ※紙媒体のものも2部提出すること。
 - ※報告書は A 4 の自由様式にまとめること。なお、専門用語については、解説 を記載しておくこと。
 - ※報告書の作成後、市及び一般社団法人安曇野市観光協会に対して内容の説明を 行うこと。
- ② 本事業により制作される写真やイラスト、動画等のデータ
- ③ 配信した広告画面 (IPEG又はPDF)
- (2)納品場所

安曇野市役所 観光課

8 検査・完了

受託者は、作業工程ごとに必要に応じて監督員の検査を受け、全作業完了後、完了届とともに成果品を市に提出し、市の検査に合格した後に完了とする。

9 成果品の瑕疵

受託者は成果品の引渡し後といえども、受託者の瑕疵による不良箇所が発見された場合は、市の必要と認める訂正の処置を受託者の負担で行うものとする。

10 著作権等

- (1) 受託者は、完成した成果品について、市が自由に使用できるよう、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号) 第 18 条から第 20 条までに規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (2) 市は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 当成果品に関して、受託者が著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で市に譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、市に無償譲渡する前号の著作権法上の権利を、市以外の第三者に譲渡しないこと。
- (5) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 写真に関しては、独自に手配したもののほか、市所有の写真も使用可能とする。 なお、独自に手配した写真については、著作権・肖像権等について考慮すること。
- (7) 受託者は、業務内容及びその成果を市の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

11 その他

- (1) メタバースの主な利用者は、日本国内在住者とする。
- (2) 仕様書にない事項、その他疑義が生じた場合には、その都度協議することとする。

部・課:商工観光スポーツ部 観光課

担当者:丸山 一良

(外線: 0263-71-2054)